

県北広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成24年4月13日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 路線名 395号
- 2 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字上館第18地割133番1地先から110番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 平成24年4月13日から同年5月13日まで